

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する告示（案）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示（令和3年個人情報保護委員会告示第9号）の一部を改正する告示（案）」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	第2 用語の定義等	誤記の指摘になりますが、「第2 用語の定義等」中「個人番号利用事務」の「から第3項」とする修正箇所は、「から第3項まで」とすべきと考えます（改正後の番号2条10項参照）。 【個人】	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項から第3項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう（→第4-1-(1)1Aa）。 【修正後】 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう（→第4-1-(1)1Aa）。
2	（別添1）特定個人情報に関する	「外的環境の把握」として事業者が、「外国において特定個人情報等を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上	1. 「外国の個人情報の保護に関する制度」は、個人情報保護法施行規則第17条第2項第2号の「外国における

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	安全管理措置（事業者編）2 講ずべき安全管理措置の内容 G 外的環境の把握	<p>で、特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならぬ。」と記載されているところ、安全管理措置に関係しうる「外国の個人情報の保護に関する制度等」の具体例を示していただきたい。具体的には以下のとおり。</p> <p>1. 上記の「外国の個人情報の保護に関する制度」は、令和3年改正後個人情報保護法第28条第2項に基づく個人情報保護法施行規則第17条第2項第2号に記載されている「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」と基本的に同様と理解して良いか。</p> <p>すなわち、個人情報保護法施行規則第17条第2項第2号に係る個人情報保護法ガイドライン（外国第三者提供編）での説明では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国における個人情報の保護に関する制度</li> <li>・ 外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在</li> <li>・ OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在</li> <li>・ その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在（より具体的には、(i)事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度、(ii)事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度)が挙げられているが、基本的にこれらの情報が安全管理措置に関係しうるとの理解で良いか。</li> </ul>	<p>個人情報の保護に関する制度」と基本的に同様です。</p> <p>2. 「外国の個人情報の保護に関する制度等」とは、基本的には、当該外国における個人情報の保護に関する制度や、事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度、事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度のほか、その他事業者が特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる上で必要な情報を把握している場合には、当該情報も含まれます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>上記各事由、特に上記3点目の(i)及び(ii)が安全管理措置に関係する と貴委員会が想定されているか(又は、全く異なる要素を念頭に置かれ ているのか)をご教示いただきたい。</p> <p>2. 「外国の個人情報の保護に関する制度等」の「等」として、「外国の 個人情報の保護に関する制度」以外に何を外的環境の把握として行うこ とが求められるかについて、具体的な例をお示しいただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>安全管理措置のために外的環境の把握として何をすべきかを考える際に 上記の点の判断基準が必ずしも明確ではないように思われるためです。 ケースバイケースにはなるとは認識しているものの、記載が簡潔であ り、事業者が具体的に検討するに当たって少なくとも上記1及び2に記 載した点に関して、考慮要素をお示しいただければと考えております。</p> <p>特に、1で記載した(i)事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力 義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による 広範な情報収集が可能となる制度、(ii)事業者が本人からの消去等の請 求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度、が 安全管理措置に影響を与え得るものかが明確ではないように思われま す。</p> <p>【匿名】</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
3	(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編) 2 講ずべき安全管理措置の内容 G 外的環境の把握	<p>令和2年(及び3年)改正個人情報保護法28条3項により、相当措置により外国にある第三者に個人データを提供する際には、相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずること、及び本人の求めに応じた情報提供が義務づけられることになりました。</p> <p>他方、改正マイナンバー法においては、30条2項で個人情報保護法28条が適用除外とされております。</p> <p>その結果、外国にある第三者に特定個人情報の取扱いを委託する場合、特定個人情報ではない個人データの取扱いを(相当措置を講じた上で)委託する場合と比較して、本人の保護が薄くなっているように思われます。</p> <p>別添1の安全管理措置「G 外的環境の把握」等において、個人データの場合と同等の本人の権利・利益の保護を確保するルール(すなわち相当措置の継続的な実施を確保し、本人の求めに応じた情報提供を行うルール)とすべきであると考えます。</p> <p>【匿名】</p>	<p>本意見募集は本ガイドライン改正案に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

【凡例】

- 「個人情報保護法施行規則」：個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）